

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

第 3 回 合同 会 議 会 議 録

(平成 1 5 年 1 1 月 2 8 日)

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

第3回合同会議 会議録

と き 平成15年11月28日(金曜日)

ところ 呉阪急ホテル 4階 皇城の間

出席委員

(呉 市)	(音戸町)	(倉橋町)	(蒲刈町)
小笠原臣也	川岡孝美	石橋杉嘉	柴崎龍雄
川崎初太郎	下垣内清	中田正志	村松弘康
赤松俊彦	岡本義明	里 武	山木 巧
中田清和	新谷勝利	宮西正司	岡本智恵子
下西幸雄	幸城和俊	上瀬雅晴	大久保正孝
岩原 椋	原田公明	吉本圭介	馬場昭雄
石崎元成	室澤喜洋	原 明	兼田定夫
岩城公順	坪井秀則	黒野國良	木村正雄
梅河内秀登	武田安代	宮浦宣政	高岡 忍
喜田晃江			
(安浦町)	(豊浜町)	(豊 町)	
沖田範彦	狭間襄治	長本 憲	
坂井紀明	隠地忠爾	大町武之	
森本茂樹	土佐 武	大道洋三	
渡邊隆司	伊藤圭一	本末 満	
榎木和一	西永英典	廿日出真二	
林田浩秋	大川一也	長浜要悟	
堀尾忠男	西野國定	村尾征之	
藤登哲郎	坂 孝好	琢明知之	
岸本美代子	大奈良 靖	築山トヨコ	

説明員

芝山公英
佐々木寛
歌田正己
海田茂
小田明博
是方英司
小林一司
西野智
北村英樹
金子直樹

会議に付した事件

(協議事項)

行政制度等に関する協議事項

協議第19号 福祉制度について

協議第20号 介護保険事業について

協議第21号 国民健康保険事業について

協議第22号 保健・医療制度について

市町村建設計画の作成に関する協議事項

協議第18号 新市建設計画(継続協議案件)

午後 1時 開 会

芝山事務局長 定刻となりましたので、会を始めさせていただきます。

初めに、呉市と6町との合併協議会会長でございます小笠原臣也呉市長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

小笠原会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、またあいにくの雨で足元の悪い中を、第3回合併協議会合同会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回10月23日の協議会におきましては、合併協定項目の中の「合併の方式」でありますとか「合併の時期」などといった基本的な項目について御確認いただいたところでございます。またあわせて、新市建設計画の素案につきまして皆様方に御協議いただいたところでございます。

本日から、各行政制度の取扱いといった、より具体的な審議内容について御検討をいただくことになっております。ただ、膨大な項目になりますので、本日は福祉制度、保健・医療制度など4項目について事務局案を御提案申し上げますこととい

たしております。これからは一つ一つの項目が住民の皆様にとってより身近で、いろいろと影響のあるテーマでございますので、慎重に御審議をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつにさせていただきます。

芝山事務局長 ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、進行を小笠原会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会第3回合同会議を開会いたします。

本日の会議録署名者として、呉市の岩城委員、音戸町の室澤委員、倉橋町の前委員、蒲刈町の兼田委員、安浦町の藤登委員、豊浜町の西野委員、豊町の村尾委員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日の協議事項に入らせていただきます。

なお、本日協議をさせていただくことになっております「今後の協議方法」につきましても、協議事項終了後に議題とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議第19号「福祉制度について」から協議第22号「保健・医療制度について」までの「行政制度等に関する協議、各種事務事業の取扱い」につきましても、次回第4回協議会での協議事項とするわけでございますが、本日提案、説明をいたしたいと思っております。

本4件について、事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、座って説明させていただきたいと思っております。

それでは、第3回合併協議会協議事項という資料をお願いいたします。

先ほど説明がありましたように、今回は住民生活にとってより身近な住民サービスの内容となります「行政制度等に関する協議、各種事務事業の取扱い」につきましても、具体的な調整方針を提案させていただきたいと思っております。呉市と各6町にはそれぞれまちの歴史がございまして、行政制度の内容にも違いがございまして、その点を踏まえながら、合併に伴う制度の調整方針、留意事項等に基づきまして、各市町の担当次長及び課長で構成します幹事会等により、時間をかけて慎重に調整を図らせていただいたものでございます。今回は、福祉制度から介護保険、国民健康保険、保健・医療制度の取扱いについて説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、1ページをお願いいたします。

行政制度の調整に当たりましては、一応任意協議会でもお話ししたと思っておりますが、合併に際して、合併の形態や人口規模、面積あるいは自治体が有する行政的な権限などに基づき、原則として呉市の制度に統一していただくことを基本に、次の3点の留意事項に基づいて制度調整を図っていくという方針で幹事会等で協議をさせていただいたものでございます。

1点目としましては、呉市の制度に該当する町の制度がない場合は、呉市の制度を適用していくということでございます。

2点目としましては、両市町にほぼ同じような水準の制度がある場合は、呉市の

制度を基本に、できるだけ統一を図っていくように調整するということでございます。対象者や金額、あるいは実施方法に差異がございますので、これのできる限り調整を図り、統一していくということでございます。

3点目は、町に制度がありまして呉市にはない場合はどうするかということでございます。やはり極力住民サービスの低下を招かないようなことを念頭に置きながら、新市の合計人口が約26万人になるわけでございますが、新市の人口規模、あるいは財政状況等を総合的に判断しまして、制度の廃止や経過的な措置も考えまして調整をしていくということでございます。この3点の調整方針に基づきましてそれぞれ制度の調整をさせていただいたところでございます。

それでは、協議第19号福祉制度の取扱いについてでございます。

これにつきましては、合併に伴いまして、各町の社会福祉協議会も呉市の社会福祉協議会と統合合併することになっております。呉市の福祉事務所を中心に、県と連携を図りながら、市の社会福祉協議会と民間業者、あるいは地域で支えられておりますボランティア団体等、また地元医師会等と連携し、各種事業を行っていくことになろうかと思っております。もちろん、各町には福祉の拠点施設がございますので、福祉関係の担当窓口も配置しながら、各町地域の福祉施策を展開していくことになろうかと考えているものでございます。

調整の方針案としては中ほどに、「原則として呉市の制度を適用、または統一していくものとする。ただし、町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする」ということでございまして、これは合併に際しての福祉制度の取扱いの方向性を総論的に文章でまとめさせていただいたものでございます。

具体的な内容につきましては、別冊のA3の膨大な資料に、行政制度調整調書として個々の具体的な制度の方向性をまとめさせていただいているものでございます。

ただ、今回その制度調整調書で細かく説明するというのはかなり時間がかかりますので、先ほどの3点の調整方針に基づきまして、主な項目を抜粋し、この協議事項の中へ入れ整理をさせていただいているものです。

下の資料の表の見方でございますが、町に制度がない場合、呉市の制度を適用するという(1)の項目でありますと、調書から拾っていきますと、音戸町では47、倉橋町では49という具合に項目数があるということでございます。

(2)の方は、市町に同じような制度がございますので、これらを調整を図らせていただいたのが音戸町では59、倉橋町では57というような形で、項目数があるということでございます。

(3)の呉市に制度がない場合、町の制度の取扱いについてどうするかということがございます。この項目が音戸町は4、倉橋町は1というような形で、項目数がどれくらいあるかということを明記させていただいたものでございます。

この調整方針に基づきまして、調書から一部抜粋したものを2ページ以降にまとめさせていただいております。

2ページをお願いします。

調整方針の(1)に基づきまして、町に制度がない場合は呉市の制度を適用する

ということでございまして、各町横並びで1市6町の状況を入れています。なしと
いうところの町につきましては、呉市の制度を合併と同時に適用していくとい
うこととでございます。斜線のところは、町にも同じような制度がございますので、これ
は次の調整方針の(2)のところでは制度調整を図らせていただくというものでござ
います。対象者が違うとか金額が違うとか、あるいは実施方法が違うということ
を調整していくということになります。

児童福祉につきましては、各町に保育所がございますが、合併後のメリットとし
ては、仕事の勤務形態とか家庭の事情により、広範囲の利用が可能になるというも
のでございます。障害児保育等につきましては、特別保育事業として、そのほかに
も一時保育とか延長保育、あるいは乳児保育等がございます。これらにつきまし
ても、新市での制度の適用・利用をしていくということになるかと考えております。

そのほか障害者福祉につきましては、身体障害者とか知的障害者あるいは視覚障
害者、聴覚障害者、精神障害者などいろいろございまして、社会参加への促進策と
か、あるいは今年の4月から始まりました障害者支援費制度などにより、在宅サー
ビスや施設サービスが受けられるようになるわけとでございます。それで、制度がな
い町は制度の適用・利用ができるようにしていくとでございます。

その中で、下の方に障害者公共交通機関利用助成、それと重度心身障害者福祉タ
クシー、1ページめくっていただいて、上の紙おむつ購入助成券支給というのは呉
市の単独事業でございまして、一応この3つから体の状態によって選択をしてい
ただくという制度でございます。これらにつきましても町には制度がないところが多
いので、これを適用させていただくということになるかと考えているものでござ
います。

6ページをお願いしたいと思います。

高齢者福祉でございますが、これは平成12年からスタートした介護保険制度に伴
いまして、要介護度の状況により、在宅サービスや施設サービスを受けたり、自立
と判定されれば介護保険周辺のサービスを受けるということになるものでござい
ます。

それで、老人短期入所等につきましては、制度がない町もありますので、これは
生活支援サービスとしての制度でございますが、適用していくということになるう
かと思っております。

あと、その他の福祉として、災害被災者への救援制度として災害見舞金等、ある
いは原爆被爆者への援護制度として入院患者見舞金の支給等がございますので、こ
ういった制度も適用していくということになるかと思っております。

これらを全部合わせた合計項目数を一番下に書かさせていただいております。

1ページめくっていただきまして、今度は先ほどの調整方針の(2)になります。
市町に同じような制度がある場合につきましては、できるだけ調整を図り統一して
いこうということとございまして、調整方針案としては町地域の実情に配慮しなが
ら、原則、呉市の制度に統一をしていくとでございます。

その中で、児童福祉につきましては、乳幼児等の医療費補助は各町ありますが、
呉市の場合対象者が小学校の就学前まで、町におかれては3歳未満、あるいは4歳

未滿というところもございます。このあたりを呉市の就学前までとして制度統一を図っていくというものでございます。

同じような形で、母子・寡婦・父子福祉にもございます。

それと、障害者福祉につきましても、先ほどの(1)の調整方針のところでも出ましたように、紙おむつの購入助成券支給や重度身体障害者入浴サービスなど、町にも同じような制度がございしますが、補助の内容とか支給要件など違いがございしますので、このあたりを調整して統一をさせていただきたいというものでございます。

以下、10ページ、11ページ、心身障害者への福祉制度としての心身障害者就労促進事業補助や精神障害者への福祉制度としての精神障害者就労促進事業費補助など、それぞれ町の制度と違いがございしますので、制度を統一させていただくというものでございます。

12ページに高齢者福祉として敬老金の支給がございします。各町それぞれ支給要件・対象者あるいは支給額が呉市と違っております。町の方が広範囲にやられているというものでございしますが、呉市の場合も平成14年4月から現在のようになっておりまして、それ以前は77歳、80歳、99歳、100歳以上の方に出させていただいたわけでございします。しかし高齢者も増えまして、年間約7,000万円ほどの支給額となるということがございまして、これを行財政改革の中で見直しを図り、現在のよう形になったものでございします。これにつきましても、同じ市になるわけでございますので、合わせていただくということでございます。

そのほか、老人短期入所やデイサービスは介護保険サービスの対象外の方の利用ということでこういう制度がございします。それぞれ実施要件とか対象者あるいは費用等に違いがございしますので、このあたりを統一させていただくというものでございします。

それと、在宅介護支援センターの運営について一番下にありますが、各町に支援センターがございします。それで、音戸町の介護支援センターにつきましては、町が直営で実施されておりました、総合ケアセンターさざなみの中にいろんな機能があり、その一つとして支援センターの運営がございします。呉市としては、直営でないような形でできればという思いはございしますが、これは別途総合ケアセンターさざなみの取扱いのところ具体的に協議をさせていただければと思っております。

14ページの上に配食サービスがございします。これは高齢者の生活支援サービスとして各町やっておられると思います。町社協へ委託しながらやっておられますが、呉市の場合民間委託により実施しているものでございします。配食サービスとして運営方法等は統一させていただく中で実施していくということを考えていますが、豊浜町、豊町につきましては民間業者の参入や地元福祉団体の取り組みなどの検討も必要でございますので、やはりそのサービスが引き続き行えるように、実施方法について引き続き調整を図っていきたいと考えているものでございします。制度としてはサービスを実施していくということでございます。

その下の方の老人クラブへの助成では、呉市は単位老人クラブあるいは連合会の運営費、また、行事等の委託にいろんな補助金を出しているわけでございします。これも新市として同じ取扱いになりますので、町にあります単位老人クラブは各地区

の単位老人クラブとして引き続き活動していただいて、呉市全体の連合会に参画していただければと考えております。

なお、補助金につきましては、運営費や町で行われている事業費等につきましても、中身を詳しく教えていただきながら経過措置をとっていきたいと考えているものでございます。

敬老行事につきましても、それぞれ実施主体は違っておりますが、各町それぞれ事業費の助成をされておりますので、中身を見させていただきながら、引き続き事業が行えるような形で調整を図らせていただきたいというものでございます。

これらを含めまして、調整方針の(2)では、これだけの制度があるという合計項目数を下の方に示させていただいております。

16ページをお願いします。

今回は調整方針の(3)としまして、呉市に制度がなくて町にある場合はどうするかということでございます。先ほど言いましたように新市の広がり、人口、財政状況等を総合的に判断しまして、廃止及び経過措置をとらせていただくということでございまして、今回の調整方針としましては、町の思いはいろいろありますが、原則、廃止をさせていただきたいということで提案させていただいております。

障害者福祉につきましては、重度心身障害者介護手当、重度心身障害者扶養手当、それから心身障害者福祉年金など、各町にはそれぞれ制度を持っておられます。呉市も以前はあったわけですが、基礎年金制度の充実とか障害者支援費制度の施行に伴いまして、平成15年度からこれらの手当制度を廃止しているものでございます。それで、幹事会等で協議・調整し、各町の方も廃止の方向で検討いただけるということでございますので、ここに挙げさせていただいております。

それと、訪問理容サービス事業につきましても、音戸町と豊浜町には制度がありますが、利用状況等を考えまして、廃止の方向で検討していただけるということで、ここに挙げさせていただいております。

腎臓障害者通院交通費助成につきましては、次の高齢者の通院送迎サービスと同じような内容になろうかと思えます。対象者は多少違うところがありますが、この制度につきましては呉市はやっておりません。呉市は先ほど説明しましたように障害者、高齢者へのバスの優待証、あるいは障害者福祉タクシー事業ということで利用券を配布したりしておりますので、そういった事業で対応し、取り込めるのではないかとということで、ここでは町の制度を廃止させていただきたいという思いで提案をさせていただいております。

ただ、通院送迎サービスにつきましては、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町、それぞれ社会福祉協議会へ委託したり町が直営で有料でやっておられます。今、国の方ではこの有料による通院送迎サービスは道路運送法上いろいろ問題があるということもございまして話題になっておりますが、特に最近の情報によりますと、国土交通省で一定の基準を満たせば有償での移送サービスもできるように認めていこうという動きがございまして、このあたりの動向を見ながら協議していきたいと考えております。それと市と町の社協は合併統合しますから、その後の町地域の福祉の拠点づくりとか、福祉施策のあり方を考えていくとともに、町地域の実情を考えな

がら、地域の福祉ボランティアがありましたらその方らとの連携、また、なければボランティアの育成を図るなどしまして、制度のあり方をもう少し時間をかけて協議していきたいと考えております。町としては町の実情をかんがみて、事業の継続実施を希望されている中身でございます。基本的には廃止というよりは、町地域の福祉活動の中でどういう形で実施すれば法に触れない形でできるかという手法を引き続き検討していきたいという思いではございます。

ただ、制度として残し、呉市全域でのサービスの展開を図るということになりますと、利用者も数多くなりますし、財政的な面も考えまして、事務局としては制度としては廃止をさせていただきたいという思いで提案させていただいております。

そのほか、老人緊急連絡器具の貸与やねたきり老人見舞金の制度がございます。ねたきり老人見舞金につきましては蒲刈町さんに制度があるわけですが、町の意向としては介護者への支援策として実施してきたものでございますので、財源確保の問題はありますが、できれば残してほしいという思いではございます。ただ、新市の一体性といいますか、住民への不公平感がないような形で調整をしなくてはならないので、制度としては廃止させていただきたいという思いで、ここに提案させていただいているものでございます。

18ページ、19ページをお願いします。

入浴サービスにつきましては、安浦町にグリーンピア安浦の利用促進ということで制度がございますが、これにつきましてはお年寄りの制度としてではなく、グリーンピア安浦の利用促進策として検討させていただきたいと思ひまして、制度としては廃止をさせていただくということで、提案させていただいております。

その他の事業として、豊町が託老事業をやっておられます。町の意向としても引き続き制度を残してほしいということでございます。内容としましてはミカン農家が多くて、農繁期にお年寄りを昼間見ることができないということの対応策として、町内にあります特養施設で短期介護等をお願いしている制度でございます。自己負担分の一部を町が助成しているというものでございます。これにつきましても介護保険制度、あるいは呉市にありますショートステイの制度で対応していただいて、それ以上の日数で利用される場合は、やはり全額自己負担でお願いしたい。新呉市で制度を残すということは、不公平感や介護保険制度のあり方など問題も多く、非常に難しい点があるということで、廃止という事務局案を提案させていただいているところでございます。

これらを含めまして、(3)の調整方針に基づく合計項目数をそれぞれ下に書かせていただいているものでございます。

以上、福祉制度の取扱いについての内容を説明させていただきました。

引き続きまして、20ページをお願いします。

協議第20号介護保険制度の取扱いについてでございます。保険料につきましては、別途第5回の協議会で提案させていただきたいと思ひます。平成15年度から第2期の介護保険事業計画がスタートしまして、それぞれ町の方でいろんなサービスを提供されておられますが、合併に伴いまして、新呉市として介護保険事業計画の見直しが必要でございますし、それに伴って在宅サービスあるいは施設サービスの充実

をさらに図っていく必要があるかと考えております。もちろん、民間事業者の参入とかボランティアの団体、あるいは合併統合後の呉市社会福祉協議会との連携を図っていく必要があるかと考えております。

それで、いろいろな事業がございますけれども、調整方針に掲げさせていただいておりますように、基本的に新呉市で同一の介護保険事業をする必要がございますので、制度としては統一をさせていただくということで調整方針に掲げさせていただいております。もちろん同じ市として同一の介護保険事業会計の中で運営をしていく必要がございますので、こういう方針を掲げさせていただいております。

それと、認定審査事務がそれぞれ町によって違っております。審査事務を、蒲刈町は呉市に委託されてやっていますが、音戸町、倉橋町は江能事務組合の6町で審査事務をやられております。安浦町は単独で、豊浜町さんと豊町さんは共同でやられておりますので、これは合併後新呉市になりましたら、同じ市ということで、市の中で認定審査会を新たに設置しまして、その中で事務をやっていくということになろうかと考えているものでございます。

次に、協議第21号国民健康保険事業の取扱いでございます。

これにつきましては、賦課方式とか保険料と保険税の違いがございます。それと、事業内容につきましても協議をするということになります。賦課の方式につきましては、呉市は積算に資産割がありませんが町にはあるということ、また、制度の中身が少し違うこともございますが、実際には保険事業の内容につきましては余り違いがございませんので、合併後も健康教室とか健康づくりなどの各種保険事業を引き続き展開していくということになります。調整方針としてはそこに掲げさせていただいておりますように、基本的に呉市の制度に統一をさせていただきたいと考えているものでございます。

また、保険料につきましては、介護保険料と同じように、第5回の協議会へ提案をさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、新呉市として同一の国民健康保険事業会計の中で運営をして、保険者へのいろんなサービスを展開していくことになろうかと思っておりますのでございます。

次に、21ページをお願いしたいと思います。

協議第22号保健・医療制度の取扱いについてでございます。

これにつきましては、呉市は保健所政令市として単独に保健所を持っておりますので、この保健所を中心に県の地域保健所や各町内の医療機関、医師会等と連携をし、さらに各町には福祉保健センターなど保健の拠点施設を持っておられますので、ここに引き続き保健師を常駐配置しながら、町地域の保健活動を引き続き展開していくということになろうかと考えているものでございます。いずれにしましても、町地域の医師会や歯科医師会等の所属が違いますので、このあたりは引き続き町の方でも連携を図っていただきながら、スムーズな制度の運営ができるようお願いしたいということもございます。

それで、調整方針としましては、「原則として呉市の制度を適用する。ただし、町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整

し、制度の統一を図っていくものとする。」ということでございまして、これはあくまでも制度の取扱いについて調整の方向性を総論的に文章でまとめさせていただいたものでございます。

詳しい中身につきましては、先ほども言いましたように、別冊の調整調書に詳しく書かさせていただいております。

それと、福祉の制度と同じように、3点の調整方針に基づきまして項目を拾っていきますと、下の表に書いてありますように、呉市の制度を適用するということになります制度が音戸町では21、倉橋町は23というような形で項目数が上がっております。それと、同じような制度がございますので調整を図って統一していただくという(2)の項目数につきましては、音戸町が44、倉橋町は42というような形で項目数をお示ししているものでございます。それから、呉市には制度がなく、町にはある場合の制度の取扱いについては、音戸町が8、倉橋町が4というような形で、調整調書から拾いますとこれだけの項目数があるということでございます。

それで、内容につきましては、保健・医療制度については、保健サービスあるいは医療サービスの中で健康づくりとか母子保健、成人・老人保健などの各種サービスを提供していくということになるものでございます。

22ページをお願いします。

調整方針に基づきまして調書から拾い出しましたものが、町に制度がなく、呉市にあるものということで、町になしと書いてあれば呉市の制度を適用していくということでございます。

母子保健の未熟児養育医療の事業につきましては、呉市は保健所政令市ですから単独でやっていますが、町の方は県の事業としてやっておられます。合併後は県事業も呉市の事業としてやっていく必要がございますので、そこへ挙げさせていただいております。

その他、成人・老人保健あるいは疾病予防、生活衛生などそれぞれ制度がございますが、ない町につきましては市の制度をそのまま適用していくということになるかと思っております。その合計項目数を一番下に掲げさせていただいているものでございます。

1ページめくっていただきまして、24ページをお願いします。

調整方針の(2)として、同じような制度がある場合は、できるだけ調整して統一を図っていきたいということでございます。各町では健康づくり相談とか教室等につきましては、それぞれ福祉保健センターやふれあいセンター、あるいは集会所等で実施されておりますので、ここを拠点にして引き続き町域での保健活動を実施していくということでございます。

母子保健につきましても、それぞれ健康相談や健康診査等がありますが、保健福祉センターなどの拠点施設に保健師を常駐させて、町地域で引き続き事業を実施していきたいと考えているものでございます。

それと、1歳6カ月の健康審査や3歳児健康審査は国の補助制度でございますが、それぞれ対象年齢あるいは内容等に違いがございますので、このあたりは調整し、呉市の制度に合わせさせていただき、実施していきたいということでございます。

ただ、実施内容に違いがございますので、地域の実情に配慮しながら実施方法等について、合併までに調整を図っていききたいというものでございます。

26ページをお願いします。成人・老人保健でございます。

こちらにも健康相談や健康診査がございますが、それぞれ地域の保健福祉センターや医療機関等と連携を図りながら、住民サービスが低下しないような形で調整をしていきたいということでございます。金額等は違いがございますので呉市の制度に合わせていただきますが、実施方法等については町地域の実情を勘案しまして、調整を図らせていただくということでございます。

その他疾病予防とか生活衛生などがございます。多少、実施方法等に違いがございますが、これにつきましても統一をさせていただきたいということでございます。

次の28ページをお願いします。

最後に、呉市に制度がなくて町にある場合、町の制度については廃止をお願いしたいということで、ここに事務局案として提案させていただいているものでございます。健康増進施策のサポート役として、各町には食生活改善推進員がおられ、それを活用しておられますが、これは呉市にはございません。合併に伴っては町地域の推進員はボランティア活動として引き続き活動していただきたいということでございます。廃止するという意味ではなくて、町地域で引き続き活動していただきたいというものでございます。

そのほか、母子保健のところにも母子保健推進員ということで、町で委嘱をされて、報酬とか賃金を払われておりますが、呉市には制度がございません。これにつきましても引き続き町地域でのボランティア活動として、謝礼とか報酬とかはお払いきませんが、地域の保健活動として引き続きやっていただければと考えているものでございます。

そのほか、乳児の一般健康診査につきましては、それぞれ町で医療機関と連携を図りながらやっておられます。呉市の場合3カ月、6カ月の乳児健康診査を実施しており、町では実施方法等に違いがありますが、この呉市の健康診査の中に取り込んで同じようにやっていただければと考え、制度の統一をさせていただきたいと提案しているものでございます。

その他、町では2歳6カ月のフッ素塗布、特に音戸町では3歳児のフッ素塗布や5・6歳児のフッ素洗口をやっておられます。これにつきましては呉市の場合も1歳6カ月、あるいは3歳児のときにフッ素塗布なり歯科健康診査、指導等をしておりまして、音戸町では歯科医師会との協議も必要だと思っておりますが、制度としては廃止の方向をお願いをしたいということで、提案させていただいているものでございます。

ただ、町地域の保健活動の中で、保護者等との連携を図り同じような取り組みができるのではないかと考えもあり、実際には合併までに調整をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、調整調書の最後の33ページ、これは保健・医療サービスの分野ですけど、医療機関として各町には直営の診療所等がございます。この中身につきましては、音戸町には総合ケアセンターさざなみの中に国民健康保険診療所、

それから老人保健施設、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター等がございます。蒲刈町にも国保の診療所がございます。さらに安浦町にも同じように直営による国保の診療所がございます。豊浜町には診療所と歯科の診療所がございます。これらの施設につきましては、基本的には合併後も呉市が引き継いでいくことになるかと思いますが、運営方法等につきましてはもう少し時間をかけさせていただいて、呉市とそれぞれの町とで協議、検討していきたいと思っております。

あと医療圏につきましては、呉市と同じ保健医療圏でございますので、特に問題はないと思っております。ただ、先ほど言いましたように医師会等の違いがございますので、このあたりの連携をさらに深めて、制度が地域に根づくようにしていきたいと考えておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いしたいと思っております。

以上、駆け足ですみませんが、協議事項の第19号福祉制度の取扱いから第22号保健・医療制度の取扱いまで、合併に伴っての制度の調整方針を事務局案として提案、報告をさせていただきました。詳しくは別冊の行政制度調整調書を見ていただければより分かっていただけるのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

それで、今回は提案でございまして、具体的な協議、確認は次回の協議会の場でお願ひしたいと思っております。今までの説明の中で御不明な点がございましたら御質問いただければと思っております。ありがとうございました。以上で報告、提案を終わります。

小笠原会長 ただいま説明をいたしました4件につきましては、私も先ほど申し上げましたけれども、次回の協議会で協議させていただくということでございますが、本日の時点でただいまの説明に御質疑等があればお願いしたいと思っております。

なお、発言される際には、最初に市町名と氏名を言っていただくようお願いいたします。

どうぞ。

大道委員 豊町の大道でございます。

今の説明の協議事項と調整調書でちょっと違うところがあるので、これはミスかなと思って確認させていただきます。

今の説明の資料では米印というんですか、あそこに書いているのが抜けていると。調整調書にあっても、米印が抜けてるのが1項目あります。これは事務局の方にお尋ねするんですが、例えば今の説明の14ページの高齢者公共交通機関利用助成で、調整調書の方ではさらに米印的なものが、補足的なものがあるんですね。調整調書では18ページです。調整方針案のところを見ますと、町内バスを含め、呉市の制度に統一または呉市の制度を適用するという文面があるんですけども、今の説明の資料には米印で載ってないというのが目につきました。非常に我々もこれは影響がありますので、調整調書の方を信じていいのか、今の協議事項の方を信じていいのかということです。言っている意味が分かりますか。

小笠原会長 はい、分かりました。事務局から説明してください。

佐々木事務局次長 14ページの高齢者公共交通機関利用助成につきましては呉市の制度に統一するというところでございます。呉市の場合、市営バスの優待証を交付しておりますが、町には町内バスがございますので、これにも、市営バスではござ

いませんが、地域の生活福祉バスとして70歳以上の方は優待で乗れるような形にしていくということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

大道委員 したがって、調整調書の方を信じて欲しいということですね。

佐々木事務局次長 はい、そうでございます。

大道委員 はい、分かりました。

小笠原会長 よろしいですか。

そのほか何かございますか。

本末委員 豊町の本末です。

16ページ、17ページの一番下なんですが、呉市には体がちょっと不自由な人と、そういう人たちが病院へ行くための送迎サービスというのは一応なしということになってるんですけども、本来、年をとられた方、そしてちょっと体が不自由になられた方がやはり社会で生活していく上で、豊町はそういう人たちを自分が車の金を出してもいいから運んでくれと言う人がおられた場合運ぼうという方向でやっています。しかし、呉市の場合は既存の事業があるということで、送迎サービスはなしということになってるんですけども、呉市にはどういう事業があるのか、具体的に説明していただきたいと思ひます。

小笠原会長 事務局の方で説明してください。

はい、どうぞ。

佐々木事務局次長 呉市では、町が行っているような通院の送迎、移送サービスという制度はございません。呉地域ではNPO法人、あるいは地区の送迎ボランティアなどが在宅の支援サービス活動として、通院の送迎の助けをやっておられます。ただ、呉市は、先ほど言ひました高齢者の優待証とか、障害者であれば福祉タクシー事業でカバーしているような状況でございますので、先ほど豊町さんが言われた支援事業については、呉市として直営で行う制度は持ってありません。

以上でございます。

小笠原会長 はい、どうぞ。

本末委員 呉市のようなそういうボランティアとかタクシーが頻繁にあるというところは非常にいいと思ひんですが、豊町みたいにタクシーが若干1軒あるという中で全くサービスがなくなると、施設に入らないと、年寄りの体の不自由な方は社会の中で生活ができないという事態に陥ると思ひますけれども、その対応というのは我々地方はどうしたらいいですか。

小笠原会長 事務局の方から説明してください。

佐々木事務局次長 そういう町の思ひがありますので、町の実情をもう少し詳しく調べさせていただいて、町地域の福祉活動の中で対応ができないかということも含め、引き続き検討していきたいと思ひしております。具体的には、次回の協議会で審議していただくようになるものと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

小笠原会長 よろしいですか。次回の協議会でなくても、幹事会もありますし、それからまた町長、私の方と直接お話をするような中でどうしたらいいか、実態に

即した対応を考えていかなきゃいかんと思うんです。先ほどちょっと説明しましたが、タクシーがないんですね。タクシーがないけれども、タクシー事業をボランティアでやることを今国土交通省は認める方向になってきているものですから、それが活用できるかどうか、そういうことも含めて検討したいということなので、次回で論議するというよりも、それまでに十分詰めていきたいというふうに思っております。よろしいですか。

そのほか何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本4件につきましては、次回の第4回協議会において協議をさせていただくことにいたしたいと思っております。

まだこれから新市建設計画の説明とか、あるいは今後のこの合併協議会の運営方法について協議をいたしますので、時間が若干かかると思っております。ここの辺でちょっとトイレ休憩という意味で休憩をさせていただきたいと思っております。

午後 1時56分 休憩

午後 2時 5分 再開

小笠原会長 それでは、よろしゅうございますか。

先ほど説明いたしました4件につきましては、次回の第4回協議会で協議をさせていただくことにいたします。

続きまして、継続協議案件であります協議第18号新市建設計画についてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

歌田企画調整課長 それでは、説明させていただきます。

前回第2回目の法定協議会の場面におきましては、呉市と各町ごとの建設計画の素案の概要ということで、建設計画の骨格となる総論部分の御説明をいたしました。今回、第3回目の法定協議会におきましては、主要事業を除きます建設計画を御提案させていただきます。前回第2回の法定協議会で御説明いたしました素案の概要と記述内容が同一の箇所は、本日の説明の中では省略をさせていただきたいと存じます。その上で、新規の項目、また記述内容を前回と修正または肉づけをさせていただいたような箇所を中心に御説明いたしたいと思っておりますので、よろしく御願いいたします。

まず、呉市・音戸町合併建設計画（まちづくりビジョン）から御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

大きな 番、計画策定の方針の中の1番、計画策定の趣旨は前回第2回目と同一でございますので、省略いたします。

2番、計画の構成、これは今回新規でございます。次の項目で構成いたしております。本日、この の計画策定の趣旨から のまちづくり計画、これは一番最後の16ページをご覧くださいますと、 のまちづくり計画としまして、まちづくりの基本方針、右に施策、その右に主要事業名ということで、具体的なまちづくり計画の

総括表のみ計上させていただいております。次回の第4回目のときにおきまして、この一番右の主要事業名を明らかにさせていただきながら、肉づけをさせていただきたいと思っております。

また1ページに戻っていただきまして、3、計画の期間、新規でございます。平成17年度から26年度までの10カ年計画でございます。

2ページをお願いいたします。

大きな 番、呉市・音戸町の概況の項目は今回新規でございます。

1の現況、(1)の位置・特性でございますが、呉市、音戸町、これは具体的な事実でございますので、省略させていただきます。

ただ、2ページ目の一番下から3行目につきましては、音戸町では今後(仮称)第2音戸大橋や東広島呉自動車道の開通により、遠方からの入込客の増加が期待されており、これらの自然・歴史・文化的資源を大切にしたい魅力あるまちづくりが進められておられますと、そういう記述をさせていただいております。

3ページ、位置図、(2)の歴史、省略させていただきます。

4ページ、(3)人口でございます。1点だけ、の人口推移の欄でございますが、ここにおきます呉市は下蒲刈町、この4月に合併いたしました下蒲刈町の人口も含めた人数でございます。

5ページをお願いいたします。

2番、呉市と音戸町との結びつき、新規でございます。

(1)日常生活圏の一体性、3行目からでございます。また、音戸町から呉市への通勤・通学の割合は、通勤人口の39.1%、通学人口の38.7%と、両市町は一体的な生活圏を形成している。この数字につきましては、次の6ページの表の1を見ていただきたいと思っております。真ん中の表1でございます。通勤・通学につきましては、通勤、町内の方々が47.0%、他市町の中では第1位が呉市、人数が2,578人で、率にいたしますと39.1%。この数字が前のページの数字、通勤人口の39.1、通学人口につきましてはその下、第1位のところでございますが、38.7という率でお示しいたしております。

また前のページでございますが、買い物につきましては買回品の41.8%が呉市で購入されているほか、通院の28.1%が呉市の医療機関を利用されているなど、両市町は非常に強いつながりがあるという記述でございます。買い物と通院につきましては7ページでございます。表2、商圈のところでございますが、買回品につきましては第1位が呉市で41.8%。下の表3でございますが医療圏、こちらにつきましては通院、第1位が呉市ということで28.1%。位置図につきましては、それぞれの率を書かせていただいております。

5ページに戻っていただきまして、(2)呉市と音戸町による広域行政の1行目でございますが、地方拠点都市地域の指定を契機に、人材育成、地域間交流、教養文化活動等のソフト事業を共同で実施しております。1行飛びまして、「呉広域行政事務組合」を平成7年8月に設立。また、平成13年4月からは広域行政圏域の見直しに伴いまして、江能広域市町村圏との統合がなされ、新たに呉広域行政事務組合がスタートいたしております。

1つ飛びまして大きな3番、音戸町のまちづくりの特色でございます。新規項目でございます。

3行目、都市像として「きらきらひかる・せとのまち音戸」を掲げておられます。

1行飛びまして、保健・医療・福祉の拠点として「総合ケアセンターさざなみ」が建設され、地域の福祉、保健、介護サービスなどの充実が図られております。また、警固屋音戸バイパス整備計画により交通アクセスの向上を目指すほか等々、道路環境の改善が図られております。

また2行飛びまして、平成15年度に着手されました（仮称）観光文化会館の建設を初め、音戸の瀬戸を中心とした観光拠点の整備が進められております。また、イベントとともに音戸町の歴史・文化的財産をさらに有効に活用され、入込客等による一層のにぎわいのあるまちづくりが進められております。

8ページをお願いいたします。

8ページの一番上の欄、(2)時代の潮流への対応、(3)広域行政と合併、これは一般論でございますので省略させていただきます。

真ん中の2番、合併の効果、新規項目でございます。

(1)広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進。別々に実施してきました各種事業を一体的・効率的に実施することが可能となり、例えば土地利用につきましてもより広い視野で施策展開を図り、効率的な事業を推進することが可能となる。例えば、第2音戸大橋の架橋や警固屋音戸バイパスの整備が一層推進されて、都市交通機能とその周辺の整備を一体的、効率的に図ることが可能となりますという記述でございます。

(2)各種サービスの充実による住民の利便性の向上が図られます。2行目ですが、さまざまな公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性がより一層向上することが期待されます。

(3)道路網などの生活インフラの整備促進が図られます。次のページでございますが、町で進められております上下水道、生活道路、防災関連等の生活環境整備をこの合併建設計画に位置づけることによりまして、重点的な投資が可能となり、インフラ整備の一層の整備促進を図ることができます。

(4)消防・救急・防災体制の強化。下から2行目でございますが、今後は呉市の消防署及び出張所等との連携によりまして、消防・防災体制、救急体制の整備・充実が一層促進されます。こういう大きな4点にわたる合併の効果が考えられます。

10ページをお願いいたします。

大きな 番、まちづくりの基本方針。

1番のまちづくりの目標につきましては、前回と同様、まちづくりの目標を掲げさせていただいております。

11ページの2番、まちづくりの基本方針といたしましては、5本の柱を設定しております。前回の記述と同一でございます。

ただし、1点記述を変えさせていただいておりますのが12ページでございます。12ページが一番上、1行目でございますが、前回は（仮称）「海事博物館」と書いておりましたが、今回は正式名称が決定いたしましたので、「呉市海事歴史科学

館」という正式名称を記述いたしております。ちなみに、愛称は「大和ミュージアム」でございます。

続きまして、12ページの真ん中辺の3、呉市の役割も前回と同一でございます。

4、音戸町の役割も前回と記述内容は同一でございます。

14ページをお願いいたします。

5、音戸町各地区の特性と土地利用の方針でございます。今回の新規でございます。右の15ページの図とあわせてごらんいただきたいと思います。音戸町を4つの地区に分けて、それぞれの特性、土地利用の方針を掲げさせていただいております。

まず、北部地区でございます。北部地区というのは、このページの1行目に書いております坪井地区等々の内容でございます。北部地区につきましては、ゴシックで書いております瀬戸内海広域観光交流と行政機能のサブ拠点づくりと位置づけまして、1番目としまして、音戸の瀬戸周辺における広域観光交流拠点となる魅力のあるまちづくり。2番目、行政機能、生涯学習機能を充実しまして、保健・福祉機能のあわせ、北部のサブ拠点として地域密着型サービスを目指します。3番目、警固屋音戸バイパスなどの幹線、また生活道路、下水道などの整備を図りまして、居住機能、商業機能の充実を図ります。

2地区目は、波多見地区でございます。健康増進と産業・交流拠点づくりを図ってまいりたい。特に3番目でございますが、(仮称)広島県水産海洋研究センターとの連携等によりまして、より一層の地域間交流を目指していきたい。

3地区目は、奥内・藤脇地区でございます。豊かな自然環境を生かした快適な居住環境づくりでございます。1番目、国道487号などの広域的な交通ネットワークを生かし、また海の玄関口として流通機能の強化を目指します。

4地区目は、西部地区でございます。水産業の振興と良好な居住環境づくり。1番目でございますが、水産業など生産基盤の整備、経営の安定化を図るとともに、カキ、チリメンなどの特産物を生かした観光振興を目指します。

こういうそれぞれの地区ごとの特色のある土地利用方針等を掲げさせていただいております。

右のページに現在の主な施設名と各地区の土地利用イメージを掲げさせていただいています。

最後の16ページでございますが、 、まちづくり計画でございます。

ここに書いておりますように、迅速な一体化を促進し、さらなる地域の発展、市民福祉の向上を図るため、本計画を策定するものでございます。

ここで、1点ちょっとミスプリントがございまして、直していただきたいんですが、まちづくりの基本方針の1のだれもが活躍できる健康福祉都市の形成の右に施策、その右に主要事業名がございまして、ちょっと段がずれておりまして、主要事業名の欄の2段目に防災対策事業とございます。これは真ん中の施策名で言いますと、安全・安心なまちづくりの欄につながってまいりますので、そちらの方へ線を引いていただきたいと思います。

また、一番右の主要事業名の高齢者福祉等推進事業は、真ん中の施策の3つ目、保健・医療・福祉の機能強化の欄に掲げられますので、そちらの方に線を引いてい

ただきたいと思えます。申しわけございません。

では、引き続きまして呉市・倉橋町合併建設計画を御説明いたします。

これからは、先ほど御説明いたしました呉市・音戸町合併建設計画での御説明した内容と同じ内容の箇所につきましては説明を省略させていただきまして、各町ごと記述が異なる重点的な箇所につきまして御説明したいと思っております。

1 ページは、先ほども述べましたように、真ん中の2番、計画の構成と3番、計画の期間は新規の項目でございますが、音戸町さんの内容と同じでございます。

2 ページ、大きな 番、呉市・倉橋町の概況。

1、現況でございますが、 の倉橋町の特性につきましては、ちょうど真ん中辺になります。大きな特徴となっておりますのでございます。さらに、農水産品販売を中心とした産業振興として「お宝トマト」などのブランド化、イノシシの加工施設など、特産品の開発に向けた農水産業の6次産業化が進んでいます。

この6次産業化というのは、1次産業と2次産業と3次産業を総合的に進めるということで、1と2と3を合わせた6ということで、6次産業化という言い方でございます。

また、4行飛びまして、桂浜周辺を中心とした野外レクリエーション、歴史・文化交流ゾーンとしての観光機能を有しています。また、「桂浜ふれあいセンター」、温水プール「ウイングくらはし」など数多くの施設によりましてにぎわいの創出が図られております。このように、倉橋町では、これらの自然・歴史・文化的資源を大切に魅力あるまちづくりが進められておられます。

右のページの位置図、歴史は省略いたします。

4 ページの人口も省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

2、呉市と倉橋町との結びつき。今回の審議項目といたしまして、(1)日常生活圏の一体性でございます。

4行目、またの段でございますが、倉橋町から呉市への通勤・通学の割合は、通勤人口の13.1%、通学人口の36.8%であるなど、両市町は一体的な生活圏を形成している。さらに、買回品につきましては23.0%が呉市で購入されているほか、通院の18.7%が呉市の医療機関を利用されている。

この表につきましては、次の6ページの表1が通学・通学、こちらの第1位の呉市の欄を見ていただいた数字でございます。7ページ、表2の商圈、表3の通院、こちらの数字を掲げております。

5 ページに戻っていただきまして、真ん中下、3、倉橋町のまちづくりの特色、新規でございます。

3行目、都市像として「人々が生き活きと交流するまち くらはし」を掲げられております。

4行飛びまして、平成10年には「桂浜ふれあいセンター」がオープン、1行飛びまして、平成15年に温水プール「ウイングくらはし」が建設され、桂浜周辺の機能の充実が期待されています。

また、3F（フルーツ・フラワー・フィッシュ）の農水産業の6次産業化やブラ

ンド化を目指しておられまして、最近ではイノシシ加工食品の開発にも取り組んでおられます。

8ページをお願いいたします。

8ページの真ん中、2、合併の効果は、新規項目でございます。

(1)広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進。特色といたしましては、4行目でございますが、(仮称)第2音戸大橋の架橋や警固屋音戸バイパス、主要地方道音戸倉橋線などの整備が進んでおり、都市交通機能の充実を一体的・効率的に図ることが可能となります。

(2)は同一でございます。

(3)も倉橋町で進められている上下水道等々の生活環境整備を建設計画に位置づけることにより、インフラ整備の一層の整備促進を図ることができます。同一の内容でございます。

(4)も音戸町さんと同様の内容でございます。

10ページ、まちづくりの基本方針のまちづくりの2つの目標は一緒でございます。

11ページの2、まちづくりの基本方針も、5本の柱は前回と同一でございます。

12ページをお願いいたします。

12ページで申しますと、4番の倉橋町の役割、前回と追加させていただきましたのが下から4行目でございますが、保健・福祉のサブ拠点としての「桂浜ふれあいセンター」を中心として、この文言を肉づけさせていただいております。

また、右の13ページでございますが、この3行を追加させていただいてます。さらに、農業基盤の整備や農水産資源等を活用した特産品の開発など産業の振興を初め、この項目を追加させていただいております。

14ページをお願いいたします。

5番、倉橋町各地区の特性と土地利用の方針でございます。新規でございます。

倉橋町におきましては、3つの地区に分けさせていただいております。西部、東部、北部でございます。

まず1番、西部地区、広域交流拠点と行政機能のサブ拠点づくりを位置づけております。

1番目、広域観光、スポーツ・レクリエーション機能をより充実しまして、歴史・文化的資源を活用したにぎわいのある広域交流拠点づくりを目指す。

2番目、支所機能、桂浜ふれあいセンターを中心とした福祉・保健機能の充実を図り、倉橋島南部のサブ拠点として地域密着型サービスを目指します。

3番目、主要地方道音戸倉橋線などの幹線道路、生活道路等々の整備を図りまして、居住機能、商業機能の充実を図ります。

2地区目の東部地区におきましては、農業・漁業の振興による地域産業拠点づくりを目指します。

1番目、産地ブランド化や6次産業化による地域産業の振興と観光資源としての農業・漁業を生かした交流人口の増加を目指します。

3地区目の北部地区でございます。広域流通機能の充実と快適な居住環境づくり。

1番目でございます。国道487号、釣士田港などの海陸交通路の結節地域として、

流通機能の強化を目指します。

右の15ページが土地利用イメージ図でございます。

最後の16ページをお願いいたします。

番のまちづくりの計画でございますが、こちら恐れ入ります、修正をお願いしたいと思います。

まちづくり基本方針の1番のだれもが活躍できる健康福祉都市のところでございますが、一番右の上から2番目、防災対策事業でございます。こちらは左側の安全・安心なまちづくりにつながります。また、右の3段目の高齢者福祉につきまして、保健・医療・福祉の機能強化に結びつきますので、そちらの方へ結びつけていただきたいと思います。

続きまして、呉市・蒲刈町合併建設計画を御説明いたします。

1ページ目は省略させていただきます。

2ページ目、呉市・蒲刈町の概況は新規項目でございます。

1、現況の 蒲刈町の段でございますが、下から3行目、「県民の浜」を中心とした観光レクリエーションが盛んで、安芸灘大橋の開通と相まって、県内有数のリゾート・アイランドとして、関西方面からの修学旅行生を初め多数の観光客が訪れています。

また、右の3ページの過去の歴史でございますが、蒲刈町さんの欄の一番下、平成15年の欄でございます。この4月でございますが、庁舎、県民の浜のISO14001の認証取得をされております。県内の自治体、庁舎では初の認証取得でございます。

5ページをお願いいたします。

2、呉市と蒲刈町との結びつきでございます。

(1)日常生活圏の一体性の4行目、通勤人口の22.2%、通学人口の72.0%というふうに、両市町は一体的な生活圏を形成しています。また、日用品の30.9%が呉市が購入され、また通院の65.2%が呉市の医療機関。また、表は次のページから掲げさせていただきます。

5ページの下3番、蒲刈町のまちづくりの特色は新規項目でございます。

2行目、将来像として「自然の恵み 人のふれあい 輝きアイランド 蒲刈」を掲げ、「『人』の育成」「『自然・文化』の発信」「『まち』の活性」を設定されておられます。

1行飛びまして、県民の浜に輝きの館、やすらぎの館、恵みの丘、古代製塩遺跡復元展示館等を整備され、また自然体験型レクリエーション基地としての魅力づくりを進めておられます。

また、健康の島づくり基本計画（アイランドセラピー構想）や、特に教育環境の整備・充実等にも積極的に取り組みをされておられ、「住む、働く、学ぶ、憩う」、そういうまちづくりを進めておられます。

8ページをお願いいたします。

真ん中、2、合併の効果でございます。

(1)の広い視野のところでございますが、4行目、呉市と蒲刈町とは蒲刈大橋に

より結ばれており、幹線道路の機能充実を一体的、効率的に図ることが可能となります。

(2)、(3)につきましては、記述は同様でございます。

9ページの(4)でございます。消防・救急・防災体制の強化。下から3行目でございますが、今後は常備消防となることにより、呉市の消防署、出張所とのさらなる連携により、これらの機能の強化、充実が促進されます。

10ページのまちづくりの基本方針の欄は同一でございますので、省略させていただきます。

12ページ、下の4、蒲刈町の役割でございます。

肉づけさせていただきました箇所といたしましては、上3行でございます。安全で快適な生活環境の形成と豊かな自然、歴史、文化などの地域資源を生かした「自然と共生の島」づくりを推進するため、自然景観と環境の保全を基本とし、定住機能の確保と観光施策の展開等を図ります。この記述を肉づけさせていただいております。

13ページの5、蒲刈町各地区の特性と土地利用の方針でございます。

3つの地区に分けさせていただいております。大浦を中心とした東部地区、宮盛、田戸を中心とした中部地区、向地区の西部地区でございます。

まず、東部地区につきましては、自然体験型レクリエーション拠点づくり。

1番目、県民の浜を中心とし、海洋レジャー・レクリエーションの拠点として、滞在型リゾート地帯の利用促進を図ります。

2番目、古代の塩づくり体験施設、恵みの丘などの体験型施設等を生かした教育、観光の振興によりまして、交流人口の増加を図ります。

3番目、恵みの丘を農業振興の拠点として、新たな農業展開を図ります。

中部地区につきましては、行政機能のサブ拠点、計画的な福祉・住環境づくりを目指します。

1番目、支所機能を整備するなど行政機能の充実を図り、地域密着型サービスの展開に努めます。

西部地区につきましては、快適居住環境・教育文化交流拠点づくりでございます。

2番目としまして、社会教育環境の整備等による特色ある教育文化をつくります。

3番目、島の玄関口という地理的特性を生かし、交流機能の強化を図ります。

14ページは土地利用イメージでございます。

最後の15ページは、まちづくり計画につきまして記述させていただいております。それでは、続きまして呉市・安浦町合併建設計画を御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

真ん中の段、安浦町でございます。6行目でございますが、人口は三津口・内海地区、安登地区に集中しており、特に安登地区は昭和50年代から呉市のベッドタウンとして開発されまして、人口の3割以上が集中する地域となっております。下から3行目でございます。また、グリーンピア安浦が所在することから、全国各地から来客も多く、人と自然の交流拠点となっております。

5ページをお願いいたします。

2、呉市と安浦町との結びつきでございます。

(1)日常生活圏の一体性の3行目、通勤人口の28.1%、通学人口の39.1%、さらに買回品の26.7%が呉市で購入、通院の28.6%が呉市の医療機関を利用しているなど、両市町は非常に強いつながりがあります。

2つ飛びまして3、安浦町のまちづくりの特色は新規の項目でございます。3行目、基本テーマを「海と緑とロマンの町・安浦」とし、サブテーマを「心やすらぐふれあいと創造の町」と設定されております。

3行飛びまして、基本方針の中で6つの基本目標を設定され、自然を保全すべきところ、将来市街地を推進すべきところ等々を明確にされながら、バランスのとれた開発整備を行うなど、特色のあるまちづくりを進められておられます。

飛びまして、8ページをお願いいたします。

真ん中の2、合併の効果でございます。

(1)の項目につきましては、5行目のJRや幹線道路の機能充実を一体的、効率的に図ることが可能となります。

以下、(2)、(3)は同様でございます。

(4)消防につきましては、4行目の、現在、安浦町の消防・救急業務は呉市が受託しており、今後さらなる連携によりまして、これらの機能の促進が図られてまいります。

10ページ、まちづくりの基本方針、11ページ、目標基本方針でございますが、省略させていただきます。

12ページ、下の段ですが、4、安浦町の役割でございます。

追加させていただきましたのは1行目の「安浦駅北土地地区画整理などの事業を展開するとともに」、この文言を追加させていただいております。

また、下から2行目でございますが、国立公園野呂山のすぐれた景観や町地域の豊町かな自然環境を活用した広域的なレクリエーション・交流機能の役割を担うことが期待されます。この部分は前回「グリーンピア安浦の機能を生かしながら、広域的なレクリエーション機能の役割を担うことが期待されます」という記述をさせていただいております。グリーンピア安浦という記述を今回落としておりますのはちょっとわけがございまして、実はこのグリーンピア安浦の活用につきましては、現在市・町の助役や県の児童支援推進室の室長を初めとした検討委員会を設けております。この検討委員会でグリーンピア安浦の活用方策について、検討、討議がなされておるわけでございますが、検討委員会での討議がなされた計画によりまして、合併建設計画に上げていくプロセスをとっております。現在まだ検討委員会を継続中でございますので、今回の計画の中ではグリーンピア安浦という記述を落とさせていただきます。

ただ、趣旨といたしましては、今の12ページの下から2行目にあります豊かな自然環境を活用した広域的なレクリエーション、また交流機能ということを肉づけいたしまして記述をさせていただきます。そういうわけで、検討委員会での方向性、結論を待ちまして、方向づけがなされた段階でまた記述の変更をさせていただきたいと考えております。

13ページ、5、安浦町各地区の特性。3つの地区に分けさせていただいています。
まず、三津口・内海地区でございます。行政サブ拠点、計画的な居住環境、滞在型交流拠点づくりでございます。

2番目、安浦駅北側の区画整理を推進し、中心市街地にふさわしい市街地形成を目指します。

次に安登地区でございます。良質なベッドタウンの整備、住民の憩いの場づくりとして、

1番、生活幹線道路、下水道など、良質な住宅エリアを形成します。

2番、JR安登駅の機能強化を図り、通勤・通学の利便性を高めます。

4番、一般国道185号（呉 - 安浦間）のバイパス化を促進します。

野路地区につきましては、安心してらせる豊かな農村エリアづくりということで、農業生産基盤の整備、農業生産活動の向上を図りますという記述をいたしております。

次の14ページが土地利用イメージ図でございます。

15ページがまちづくり計画の総論でございます。

続きまして、呉市・豊浜町合併建設計画を御説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。

真ん中、豊浜町の特性でございます。下から6行目でございますが、特にマダコの漁獲量は県下屈指を誇っています。また、国の天然記念物であるアビ渡来群遊海面を有し、県の鳥アビが飛来するまちとして知られております。

5ページをお願いいたします。

2、呉市と豊浜町との結びつきでございます。

(1)日常生活圏の3行目でございますが、通勤面でのつながりは若干弱いものの、呉市への通学の割合は36.4%、買回品38%、入院の方の約52%が呉市の医療機関という一体化がされております。

また、2行飛びまして、平成20年代初頭の供用開始を目指しております（仮称）豊島大橋（安芸灘3号橋）の完成によりまして陸続きになることから、呉市とのつながりのより一層の強化が期待されております。

2つ飛びまして、3、豊浜町のまちづくりの特色でございます。

4行目、将来像を「味とやさしさに彩られた ふれあいの島・豊浜」と設定されております。

下から4行目でございます。CATVを活用して、豊浜町独自の特色ある情報発信を行うとともに、豊浜町がこれまで維持されてきました豊かな自然は貴重な財産でありまして、これらの保全について十分留意しながら、自然と調和のとれたまちづくりを進めておられます。

8ページをお願いいたします。

真ん中の2、合併の効果でございます。

(1)広い視野でのまちづくりの5行目、豊浜町はこの段でございます。平成20年代初頭に予定されている3号橋の開通により、呉市との時間的距離が短縮され、通勤・通学はもとより、さまざまな交流が促進されます。

(2)、(3)は同様でございます。

(4)消防につきましては、下から3行目、現在、豊浜町の消防・救急業務は呉市が受託しておりまして、消防署、出張所等とのさらなる連携によりまして、機能強化が図られてまいります。

10ページのまちづくりの基本方針、まちづくりの目標、11ページのまちづくりの基本方針につきましては同様でございます。

12ページ、下の段の4番、豊浜町の役割でございます。

1行目の『自然環境・景観の保全に留意しながら社会資本の整備に努めることにより「味とやさしさに彩られたふれあいの島・豊浜」を目指し、新呉市の漁業と農業のまち並みエリアとして』、という記述を追加しております。

また、1行飛びまして、漁場の整備・海洋牧場事業を推進し、「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を図ります。また、漁業と並ぶ主要産業として柑橘農業が行われていますが、今後は新種改良などにより生産性の向上を目指します。

また、「あびの里いつき」を活用して、自然を体験する個性ある交流・観光機能ということが期待されます。こういう記述を追加させていただいております。

5、土地利用につきましては、3つの地区に分けさせていただいております。

豊島地区でございます。行政機能・住民の交流・健康増進 - 漁業のまちの拠点づくり。

支所と漁民ふれあいセンターの活用によりまして、さまざまな機能を持ちます交流の場など多目的な役割を担います。

次に大浜地区、つくり育てる漁業と交流の拠点づくり。

漁業振興エリアといたしまして、海洋牧場事業を推進し、「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を図ります。

斎島地区につきましては、漁業のまちの歴史と文化をいかした観光拠点づくりでございます。

「あびの里いつき」における歴史体験機能を生かし、漁業のまちの観光・体験学習拠点として交流の促進を図ってまいります。

次のページが利用イメージ図で、15ページがまちづくり計画の総括でございます。最後でございますが、呉市・豊町合併建設計画を御説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。

豊町の真ん中の段でございますが、豊町の基幹産業であるミカン栽培は、2行飛びまして、現在では「大長みかん」などで全国的に有名な一大ブランドを確立しておられます。

1行飛びまして御手洗地区は、歴史的な街並みや、また飛びまして、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されておられます。これらの自然と歴史と文化的な資源を生かした特色のあるまちづくりを推進されておられます。

5ページをお願いいたします。

2、呉市と豊町との結びつきでございます。

(1)日常生活圏の3行目、通勤・通学・商圈といった住民の日常生活のつながりは若干弱いものの、入院の約36%が呉市の医療機関を利用されておられます。

また、豊浜町さんと同じでございますが、2行飛びまして、安芸灘3号橋の完成によりまして、呉市とのつながりのより一層の強化が期待されております。

2つ飛びまして、3、豊町のまちづくりの特色でございます。

2行目、将来都市像を「ふれあいの島・心ゆたかなまち」に定められ、心ゆたかに住めるまちづくり、人々のふれあいを育て、生かすまちづくりを重視されておられます。

また、大長みかんのブランドイメージのより一層の向上を図ることによりまして、安定した産業となるよう支援を進められております。

また、御手洗地区にあります歴史的価値の高い史跡等を復元・整備することによりまして、観光客の増加にも努められております。

また、CATVを活用して豊町独自の特色のある情報通信を行っておられます。

また、最後の行、コミュニティーの場の形成としまして、安芸灘交流館の整備を進められておられます。

6ページの合併の必要性でございます。

(1)生活圏の一体化でございますが、この段のほぼ真ん中のあたりですが、住民サービスの質的向上を図る必要があり、既に消防・救急において一体的な対応が行われている、という記述をいたしております。

8ページをお願いいたします。

2、合併の効果の(1)広い視野でのまちづくりでございます。6行目、安芸灘3号橋の開通により陸続きとなりまして、通勤・通学はもとより、さまざまな交流が促進されます。2行飛びまして、豊かな自然環境を生かした自然・歴史・文化の薫る環境整備を行うことが可能になります。

(2)、(3)は同様でございます。

(4)消防につきましては、下から3行目で、現在、豊町の消防・救急は呉市が受託しておりまして、消防・防災体制、初期救急体制の強化・充実が促進されます。

10ページのまちづくりの目標、11ページの基本方針につきましては同様でございます。

12ページをお願いいたします。下の段、4、豊町の役割でございます。

追加肉づけいたしておりますのが1行目、重要伝統的建造物群保存地区である御手洗のまちなみの保存・修復に努めることにより、新呉市の歴史・文化エリアとして一層の役割が期待されます。

また、3号橋の早期完成を目指すとともに、「海の駅」と豊幼稚園の跡地を活用した交流施設の整備によりまして、他地域との交流拠点を目指します。

また、「大長みかん」のPRとイメージ向上を図りまして、御手洗地区の歴史資源と組み合わせることにより、より一層観光・文化・歴史拠点としての機能を高めるものでございます。

また、福祉関連施設等の活用を図ることによりまして、地域密着型の福祉機能の充実を目指してまいります。

5、土地利用の方針では、4地区に分けさせていただいています。

まず、御手洗地区、歴史・文化にふれあう街なみづくり。

伝統物保全地区に選定されておりまして、文化的にも貴重な建物・史跡の保全と活用を進めてまいります。

次に大長地区でございますが、行政機能・交流施設・レクリエーション・健康福祉の拠点づくりといたしまして、1番目、(仮称)安芸灘交流館の活用を図ります。

2番目「ゆたか海の駅」を中心に、海上の玄関口としての役割を果たします。

久比地区につきましては、快適居住環境づくり、農業集落排水事業等を進めることによりまして、快適な居住環境の整備に努めます。

沖友地区につきましては、大長みかん～全国一のブランドづくりといたしまして、大長みかんなど特産品の安定した供給を目指してまいります。

次の14ページが土地利用のイメージ図でございます。

最後の15ページがまちづくり計画の総括図でございます。

以上がそれぞれの建設計画でございます。

最後でございますが、現在の建設計画の進捗状況につきましては、現在、県事業、県補助事業につきまして県と最終段階の協議を行っています。今後は、今も進めておりますが、国補助事業、国直轄事業を初め、町の単独事業につきまして、現在市・町で協議を進めておりますので、その協議を進めまして、次回の第4回目の法定協におきましてはまちづくり計画、主要事業名を入れ込みましたまちづくり計画の御提案をさせていただき予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑なり御意見があればお願いいたします。

はい、どうぞ。

渡邊委員 安浦町の渡邊でございます。

安浦町の役割のところ、12ページなんですけど、ここで前回と違うところの説明をされたんですけど、「歴史的資源の活用とともに」という部分がカットされた理由を言われておりません。

それと、グリーンピア安浦について、安浦町の幹事会の方にも昨日行っておりましたんで説明があったんですけども、今まで合意してきたグリーンピア安浦のことを勝手に削除するというのは、安浦町にとっては呉市に対する信頼関係の問題もありますんで、大きな問題と受け取っております。安浦町はグリーンピア安浦はぜひ残していただきたいという考えを持っておりますので、そういう中で県、呉市、安浦町で協議されていると思うんですけども、今まで出されてきたものがカットされたことについては残念に思っております。

小笠原会長 今手を挙げられたんですけど、今お話しがあったことについては、グリーンピア安浦の件は今県を含めて鋭意協議しておりますので、決して全く否定したとかということではありませんので、方向を出させていただいた時点で、しっかりとどういう形で書き込むか待っていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、歴史的資源について。

歌田企画調整課長 前回の安浦町さんの役割の中で、確かに国立公園野呂山のすぐれた景観や歴史的資源の活用という記述をさせていただいておりました。申しわけございません。今回につきましては、野呂山のすぐれた景観や町地域の自然環境

を生かした交流機能という記述で、今の野呂山におけます景観、歴史的資源も踏まえた広域的なレクリエーション・交流機能を肉づけをさせていただいたつもりでございました。交流機能の役割を担うことが期待されるという中に今の野呂山における景観であるとか歴史的資源とかというものを含めて記述させていただいたつもりでございました。

以上でございます。

小笠原会長 はい、どうぞ。

森本委員 安浦町の森本でございます。

今の渡邊委員の質問について、少しお聞きしてみたいんですが、この第2回の法定協議会で、先般の法定協議会でグリーンピア安浦の機能を生かしたということで合意をしておいたわけですね。今回、この第3回目この法定協議会に参りますと、このグリーンピア安浦という文言が削除されて、豊かな自然環境をという文言に変えられとるわけですね。これを今事務局の方の説明では、検討委員会の判断を得て、方向性が出てから考えさせてくれという、今市長さんの言葉にもあったわけなんですけど、安浦の方から言わせていただければ、第2回の法定協議会で決まったものを、今日ここへ来てみれば文言が変わっておるということは、例えが悪いかもわからんですが、仮に市長さんの財布がここにあったとして、ちょっと帰るのにタクシー代がないから、勝手に市長の財布からお金を借りて、後から借りとったけんというようなことのような気がするんです。安浦さん、ここを変えるからどうですかという相談が、できれば今日までの間に欲しかったと思うんですよね。今検討委員会で判断し、方向性を出しておるから、その方向性が出てからこの文言を変えていただいても私はえかったんじゃないかなと思うんですが、どうもやり方があべこべのようで、最初お金をだまって借りて、後からお金を返すようなやり方のような、例えがおかしいかもわからんですが、どうもそんな気がしています。やはりグリーンピア安浦というのを残しておいて、その方向性が出た時点でこれを考えるということにさせていただきたいと思うんですが、その辺の答弁をいただきたいんですが。

赤松委員 呉市の赤松でございます。

先ほどの件に関しまして、呉市の委員としての御意見を言わせていただきます。

安浦町さんの意見は、それはそれとして一理はあろうかと思えますけれども、私の委員としての意見といたしましては、まず1点、進め方については、今回はあくまで建設計画の案の提案でございますので、次回についていろんな点で御議論をすればいいのじゃないかというのが第1点でございます。それが進め方についての私の考えでございます。

もう一点目につきましては、私はやはりグリーンピア安浦の問題については今検討をしている段階でありますので、検討がまとまった段階で書くのが筋だというふうに私どもは思っております。

以上です。

小笠原会長 御理解いただけますか。

森本委員 次の会で議論をするということでございますので、了解いたしました。

小笠原会長 新市建設計画については全体が継続審議ということで、最終決定するまではいろんなものを修正したり、あるいは付け加えたりということが今後もあり得るので、多少入っていたのが落ちているということはわかるんですけども、再度いろいろ今後も協議をしながらお互いの合意を見るようにしていきたいということです、御理解を賜りたいと思います。

そのほか、この今説明しましたことについて御質疑があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、この新市建設計画につきましては、引き続き協議をしていくということで確認をさせていただきたいと思います。

続きまして、先ほど申し上げましたけれども、前回まで合同の形で協議会を進めてまいりました。それで、今後の協議会のあり方については、本日皆さんに相談をさせていただくということになっておったわけでございます。そこで、今後の協議方法につきまして、追加して協議の議題といたしたいと思います。

今後の進め方について何か御意見があれば、お願いいたします。

はい、どうぞ。

石橋副会長 座ったままで失礼させていただきます。

倉橋町長の石橋でございますが、今後の協議の方法についてということで会長の方からお話ございましたので、一言私の方から御意見と申しますと語弊に当たるわけなんです、意見を述べさせていただきたいと思います。

どのような形で各町それぞれの思いや事情を呉市に聞いていただくかという思いが皆様にあるだろうと思います。そのためには、先般も私がお願いいたしましたように、こういう建設計画のような大事なものについては、こうした6町で集まった中で検討するのがいいか悪いかということなんです、私はこういうものがお互いに各町で意見が出ると思います。これは呉市の方から話かけていただいて、個別に協議をしてもらう、法定協以外に個別に協議してもらうということが私は一番望ましいんじゃないかならうか。そうすることが、皆様の意見を市も聞いていただけるし、そのようにやっていただきたいと、このように思っておりますし、また行政制度につきましては、これはお互いに一つのものになけらにゃならない、この町の行政、この町の行政と違っては行政にはならんと思う。行政については一括的に協議をしていただいても結構だろうと思いますが、この建設計画については、今先ほどお願いしたように個別に検討していただいて、そして審議したものを法定協のこの場に出していただけることが一番ふさわしいんじゃないかならうかと、私はこのように思っております。そのようにさせていただきたいと思います。

また、つけ加えますが、今までの報告の中で幹事会でいろいろと協議した中で、保留になった議題がたくさんあります。この問題も一緒に考えていただいて、早くこの問題に解決をつけて、そして早く統合の方に踏み切れるような仕組みに持って行っていただきたいと、このようにお願いをいたしまして、終わります。

小笠原会長 ちょっと確認をさせていただきますが、今の石橋町長さんの御意見

は、新市建設計画については各町それぞれ特色もあったり、いろいろ独自の事業もあったりするんで、一緒に合同会議という形ではなくて、個別会議で今後進めたらいいんじゃないかと。もちろん、まとまればまた合同会議で最終確認をするんですが、途中経過としては個別会議をやって進めたらどうかと。

それから、行政制度の調整については、先ほども福祉の関係についても説明いたしましたけれども、できるだけ暫定的に、経過措置なんかは別として、できるだけ最終的には統一をしていくということが望ましいんで、これについては合同会議方式でもいいんじゃないかと。それについては幹事会でしっかりと詰めて上げてくればいいんじゃないかと、こういう御意見だと承知したんですが、よろしゅうございますか。

石橋副会長 僕のお願ひするのは、この建設計画でもお互いに個々にあると思うんですよ。それだから、この場でやったら、お互いの思いが出たらまとまらんと思うんです。ですから、個々に話し合いをしてほしいということなんです。

小笠原会長 はい、わかりました。原則は今のような分け方で、個別の問題もまた出てくるかもしれないんで、それは個別会議でやったらどうかと、こういうことですね。

石橋副会長 はい。

小笠原会長 先ほどこれに賛同いただくような拍手もあつたんですが、それについて御意見ありますか。

馬場委員 蒲刈町の馬場でございます。

第1合同会議のときに、私それぞれ各町が特色ある計画を持って一生懸命に取り組んでおります。そこで、このような建設計画等について、今町長さんが言ったように、それぞれの違いがあるんです。それで、個別でひとつやっていただきたいということをお願いしたと思うんですが、その後呉市はどのように思っておられるのか伺いたいんですが。

小笠原会長 それで、今日お諮りをして、今後の進め方を決めようということでございます。今、建設計画等については個別にやった方がいいというお話でございますので、ここでやっぱり各町それぞれ意見を聞かせていただいて、まとめていきたいと思いますので、まず音戸町さんから、川岡町長さん、今後の進め方についての御意見を聞かせてください。

川岡副会長 音戸町の川岡でございます。

ただいま倉橋町長さんのおっしゃられたような形で進めていくのが最も妥当ではなからうかというように思っております。というのも、本当にいろんな協議をしていく中で、余り小さなことは大して問題になるというような思いはありませんけれども、大きな問題はどこの町でも二、三はあると思います。ですから、そういう面で、個別に協議を開いていただければというように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

小笠原会長 はい、わかりました。

倉橋町については石橋町長さんが代表して意見を出されたと思いますので、蒲刈町は今馬場委員の方からお話があつたんですが、柴崎町長さん。

柴崎副会長 柴崎でございます。

今さら進め方を余り協議する必要はないと思うんです。と申し上げますのは、第1回目のときに3回まで合同でやるけど、それから個別協議をしながら進めていきましょうやという答弁されたと思うんです。ですから、そういうことが行われると、我々は今後の個別を期待しております。

小笠原会長 はい、わかりました。

安浦町はどうでございますか、沖田町長さん。

沖田副会長 前回の2回目のときにああいう発言などがあって、全体の雰囲気は何となく安浦町はあんたらが好き勝手にやりなさいやというような雰囲気だったんですけどもね。それで、私らも帰りまして随分いろいろと各委員さん方や議会の人にもこういう報告をして、昨日のことなんですけど、3回目までは、先ほど蒲刈の柴崎町長さんが言われたように合同でと、4回目以降についてはそれぞれの個別でというお話を、回答をいただきました。内容を見ておりましたら、4回目までは合同でやっていただいた方がいいんじゃないかなという我々としたら認識を持っております。というのも、内容を見ればわかるんですが、やはりそれぞれのこういう生の声を聞きながら、各町がどのような思いを持ってどういう事業にもって取り組んでいるのかというようなことも我々としては知りたいなと。呉市と幹事会などでやっておりましても、呉市は全般が見えるわけですね。我々は呉市との話しかないというようなこともありますから、4回目まではそういう形をとっていただければいいんだがなということでございますが、どうも大勢がもう安浦町とは一緒に話をしたくないというような雰囲気があるんで、何とも寂しい限りだなという気持ちでございます。

小笠原会長 豊浜町の狭間町長さん。

狭間副会長 豊浜町狭間でございます。

実は私も倉橋の町長さんがおっしゃいましたように、どなたも言われなかったならば私も切り出そうかと思っておりましたんですが、各町ともいろいろ個々に問題点を抱えていると思います。それで、これはどうしても最低1回は、私の町としましてはずっと連携を持っていたら、いつまでも話し合いがつかないと思います。私の町は、地域の代表者として私が考えますのに、最低1回はこれだけはどうしても呉市さんとひざを煮詰めて、どうしても理解していただきたい、話し合いをさせていただきたいということがあります。ということでございますので、豊浜町の委員さんには3回まではとにかく何も言わんとだまってくれとお願いをしてきております。この次からどうしても1回は市長さん、委員さん、ひとつ御理解していただきまして、地域の実情がおのおのあると思います。是非やっていただきたいと思うわけでございます。お願いします。

小笠原会長 豊町の長本町長さん。

長本副会長 豊町の長本でございます。

先ほど倉橋の町長さんがおっしゃいましたように、進めるべきものはどんどん進めていかなきゃならんと思います。先ほど御提案がございましたように、行政制度の比較等はやるべきものはやっていかきゃいけなと思いますし、新市の建設計画に

つきましてはかなりやっぱり重要な案件でございますので、時間をとってじっくりと議論をいただきたい、そういう機会を持っていただきたいということでございます。よろしくお願いいたしたいと思います。

小笠原会長 はい、わかりました。

今、安浦の町長さんの方から4回目までは合同でというようなお話もありまして、その理由として他の町との協議を全部わかるようにしたいというお話がありました。行政制度の調整については、これはもう呉市と6町ずっと絶えずこれからも比較しながら、調整の姿をお示ししながら進めていくわけですから、十分御理解いただけたと思いますし、建設計画も最終的にはここで6町分、呉市も含めて全部提案をして確認をしていくという作業をするわけですから、他の町の分が全くわからずに最後まで行くということはありません。

そういうことで、特に建設計画については確かに行政制度と違いまして、音戸町で考えられる建設計画と安浦町で考えられる建設計画は全く違ったものもあると思うんで、建設計画については個別の会議と。もちろんその中で、行政制度の関連で独自の制度の問題について話が出ることもそれはもう結構だと思うんですが、そういう整理でございますので、ひとつ了解をしていただいて、大勢の皆さんは今のようになんて建設計画の協議にも入っていくんで、個別協議をやり、そして行政制度の調整の面でまとまったもの、あるいは合同で提案するものは次の合同会議で提案をさせていただく、そういう個別会議と合同会議を組み合わせながらやっていくということにさせていただきたいと思うんですね。全部これから個別会議ということでは、もう時間的に整理ができないと思いますので、個別会議をやって建設計画、あるいは独自のいろいろなことについての調整をまずやりながら、確認できるものから第4回、第5回というふうに合同会議を開いて整理をし、確認をしていって、そこでまた調整ができないのはまた個別会議を開いて、幹事会を開きながら調整をしていくと。そういう組み合わせで今後やっていったら、個別の要望もお聞きできるし、また効率的な合併協議も進められるというふうに思うわけでございます。石橋町長の言われたのもそういうお考えだったように思いますので。

それでは、今私が申し上げましたような方向でひとつ安浦町さんも御理解をいただいて、全会一致でそういう進め方にするというところで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、今日は具体案を持っておりませんので、次の合同会議はいつごろ予定する、それまでに個別会議をそれぞれ各町とやらないといけませんので、その日程調整をしながら、今後の進め方を文書にしたものは後ほどまとめてお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ほかに何かありますか。

はい。

長本副会長 確認をお願いしたいんですが、第4回の会議は予定どおりしながら、

4回、5回、日にちを日程調整してますよね。それは進めながら、その間に個別会議を開くということによろしいですね。

小笠原会長 第4回の合同会議は……。

長本副会長 12月25日。

小笠原会長 はい。これは一応予定をとらせてもらっておるんで、そこでさっき言いましたように、行政制度のまた新しい提案とかみんなで協議していただいているものはそこで進めていくと。それまでにできるだけ個別会議をやっていこうと、こういうことでございます。

長本副会長 呉市の委員の皆さん方に大変御足労をかけますが、どうぞよろしくお願いいたします。

小笠原会長 ひとつ呉市の委員さん、よろしくお願ひします。

それでは、本日の会議はこの程度に終わらせていただくことにいたしてまして、閉会に当たりまして中田委員の方からごあいさつをいただきたいと思ひます。

中田委員 では、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆さんには大変にお忙しいところこうしてお集まりをいただき、しかも非常に熱心な御論議をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

今日もいろいろ議論の中で出ましたように、これからがやっぱり本番で、各市町の住民の皆さんに影響するところが大きく具体的に出てきたわけでございます。何はともあれ、やはり私たちの任務というのは合併をした市町の住民の皆さんが、いや、合併してよかったなど、こういうふうな思ひを持っていただくそのことが最終の目標でございますし、そうでなかったら合併の意味はないと、こういうふうに私どもは理解をいたしております。

これからますます本当に町民の皆さんに直にプラス・マイナスが出てくる要件がいろいろあるかと思ひますが、ここのところを十分議論いたしまして、最高の目標に近づけ、できるだけ早い合併をお願いをいたしたいと、こういうふうにお思ひしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。どうも今日は本当にありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

皆様、本日は長時間にわたり熱心に御協議をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、もう一度確認をさせていただきますが、個別協議はまた日程調整させていただきますが、第4回の合同会議は12月25日木曜日、午後1時30分よりシティプラザカンコーで開催をさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、これをもちまして第3回合同会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時15分 閉 会

以上、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会第3回合同会議会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

会 長 小笠原 臣 也

委 員 岩 城 公 順

委 員 室 澤 喜 洋

委 員 原 明

委 員 兼 田 定 夫

委 員 藤 登 哲 郎

委 員 西 野 國 定

委 員 村 尾 征 之